

備考 表中の「」は注記である。	開拓（同法第二十一条に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面
	開拓（同法第二条第九項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面

附 則

この省令は、中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○経済産業省令第二十五号

中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年七月十二日
経済産業省組織規則の一部を改正する省令
経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（調査室及び経営安定対策室） 第三百四十八条（略） 2・3（略） 4 経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関すること（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画に関する）に限る。）をつかさどる。	（調査室及び経営安定対策室） 第三百四十八条（略） 2・3（略） 4 経営安定対策室は、中小企業の経営の安定に関する事務（経営支援部及び財務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5（略）	5（略）

附 則

この省令は、中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○国土交通省令第二十三号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項の規定に基づき、核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和元年七月十二日
国土交通大臣 石井 啓一

核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令

核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（標識又は表示） 第九条（略） 2・4（略） 5 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第七項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。 6・7（略） （特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等） 第十七条の二（略） 2・8（略） 9 特定核燃料輸送物等（告示で定める物質が収納されているものを除く。以下同じ。）を運搬する場合には、あらかじめ、特定核燃料輸送物等に業務上近づき得る者（以下「業務上近づき得る者」という。）を指定し、かつ、業務上近づき得る者以外の者が当該特定核燃料輸送物等に近づくことを防止する措置を講じなければならない。	（標識又は表示） 第九条（略） 2・4（略） 5 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第六項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。 6・7（略） （特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等） 第十七条の二（略） 2・8（略） （新設） 2・8（略）